



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 25(4), 203-206
Issue Date	1975-03-26
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16186
Type	bulletin (other)
File Information	25(4)_p203-206.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

○昭和四九年七月五日（金）午後二時—五時

「イタリア労働運動の現状と労働法の課題」

講演 パヴィーア大学法学部教授

ティツィアーノ・トローウ

通訳 上智大学法学部助教授

山口 浩一郎

出席者 二一名

戦後イタリアの労働運動は統一労働組合主義を原則として出発したが、一九四〇年代後半のナショナルセンターの分裂により極めて弱体化し、一九五〇年代は労使関係において使用者の意思が支配した。一九六〇年代前半になって労働組合は行動の統一をはかるようになり、産業別協約闘争が進展はしたが、各個企業の経営内部は依然として組合活動の真空地帯として残された。しかし一九六〇年代後半になると経営内で労働者の自然発生的な団結活動がおこなわれるようになり、このような事態を背景に、長い間イタリアに欠けていた経営内の組合活動を保障する「労働者憲章」法（一九七〇年五月）が制定されるにいたつたのである。

この法律は、(1)経営内部における組合組織の承認、(2)経営内の

組合活動を阻害する使用者の行為にたいする差止め命令、をみとめた点において注目される。ことに(2)は、ヨーロッパにおいてはじめて不当労働行為制度を導入したものととして、高く評価されなければならぬ。またこの法律は不当労働組合にたいする差止め命令の請求事件は通常裁判所の管轄に属すると明定し、これとあわせて民事訴訟法典の改正という形で「労働訴訟法」も制定されて（一九七三年八月）、仮処分や調停などの活用がはかられるようになった。従来のように立法を欠いた時代と異なり、裁判所の労使関係に与える影響は極めて大きくなったといえよう。これらの立法は近年の労働運動に触発された労働法の新しい動向を示すものであり、同時にその運用が如何になされるべきかという問題は今後のイタリア労働法にとつての大きな課題である。不当労働行為に対する民事訴訟のかかわり方をめぐっていくつかの困難な問題に直面している日本としても、注目に値するものであろう。

○昭和四九年十月二五日（金）午後一時半—五時

「昭和女子大事件最高裁判決をめぐって」

報告者 中村 睦男

出席者 二二一名

昭和女子大事件は、学生の政防法案反対署名のしゅう集および民主青年同盟への加入をめぐって、学生が退学処分を受けこれと争われた事件で、社会的にも大きな注目を集めていたところ、昭和四九年七月一九日に最高裁第三小法廷判決が出た。報告者はこ

の最高裁判決の問題点を、(一)私立大学における学生の思想信条の自由および政治活動の自由、(二)退学処分における懲戒権者の裁量権の問題に焦点をあわせ、とくに学生側の主張を認めた第一審判決との対比において紹介した。そして(一)について最高裁は、憲法の人権規定の私人間における効力に関して三菱樹脂事件判決を踏襲して消極的態度をとっていること、大学の設置目的の實現および私立大学の教育方針の自由から学の内外を問わず学生の政治活動の自由に関して広範な制限を認めていること、また一審判決が思想内容に干渉した事実を認定したのに対して、最高裁は思想信条の自由を侵害した事実を認定しなかった原審判決を前提にして判断を与えていることが指摘され、(二)については、最高裁判決が懲戒権者の教育的裁量権を認めたのに対して、第一審判決は教育機関にふさわしい手続と方法を法的義務としていたことが指摘された。

ところで報告者は、国公立大学とは別に私立大学が独自に存在する意義を強調して、私立大学の教育の自由を広く認める必要性があることを指摘したが、論議はこの点に集中し、とくに宗教教育を含めた私立学校の教育の自由をめぐる活発な意見がかわされた。すなわち学生は国公立大学と私立大学、あるいは私立大学同士の間にとりだけ実質的にその教育内容による選択の自由を有しているのか、私立大学とはいえ公教育の重要な一端を担っているのではないか、公費援助等により私立学校が少なくともその限度で公的機関になっているのではないか、私立大学の教育の自由

という場合の教育とは大学教育の本質的部分に限定されるのではないか、といった問題である。なお私立大学における教育の自由を広く認める必要性を説いた報告者もそれが学生の思想内容に干渉し、その改変を要求するところまでを含むものでないことを強調したが、最高裁判決においては、思想信条の自由侵害の存在を否定した原審による事実認定が前提となっている点で、今後問題を残しそうである。

○昭和四九年一月八日(金)午後一時半—五時

「法学とは何か——法学の歴史をかえりみて思う——」

講演 国学院大学教授

久保 正 幡

出席者

二八名

法学の学問性を否定する立場は法学の科学性の放棄を意味するものであり、先学の土が今迄その科学性を追求してきた努力を無視するものであるとする報告者は、まず十二世紀のルネッサンスとよばれるポロニアを中心とした中世ヨーロッパにおける法学の成立と発展の中にはヘレニズムの伝統を継ぐローマの法学の影響が強くみられることを指摘し、これを法律学と哲学との出会い、問答集にみられる法律学と弁証術との出会い、法的解釈に影響を与えることとなる法廷弁論術の発展を促した法律学と弁証術との出会いの面から紹介した。そしてこの関係で、法律家と法廷弁論家の分化が俗人法律家の出現と進出を招くこととなり、今迄神官團

によって可ざられていた宗教法を中心とする法学から特に私法の分化が進んだこと、ひいては法規範発見の作業が進み実質的には判例集ともいえる学説集の出版が行なわれるに至ったことの解説がなされた。また中世ヨーロッパにおける法学の成立およびその展開におけるもう一つの重要な出来事として、法学の研究および教育がボローニャを中心として大学で行なわれるようになり学識法曹の養成が本格化したこと、学説が実定法的通用力をもつに到った意味においてケース・ロー的色彩を帯びる普通法がヨーロッパ諸国さらに他国へと影響を及ぼしていった史実の解説も行なわれた。

次に報告者は、法学をジュリスブルデンシヤ（実定法学・解釈学的なもの）、ジュリスシエンティア（法史学・法社会学・法哲学的なもの）、ジュリスサピエンティア（法の叡知・法の目的学・理念学）に三分化したバルトウルスの考えにふれ、バルトウルスはこのような分類に当り平面的分類ではなく立体的分類を考えたのだと思いたいとして、たとえば仮りにジュリスシエンティアが法史学・法社会学・法哲学的なものに当るとしても、ブルデンシヤやサピエンティアという要素も同時に考慮する必要性があるとして、法学は究極においてサピエンティアを指さなければならぬと強調した。報告者によれば、我々はこのような法学的営みの歴史を常に顧みる必要があるのであって、実定法学といえどもシエンティア的なのが参考の資とされることが多ければ多い程、認識の学問性は高められることになり、また実定法学も究極にお

いてサピエンティアを指すものであるかぎりその判断の学問としての性格が常に留意されるべきこととなる。

報告者がその長い豊富な経験と観察の基礎の上に、法学における立体的思考の必要性を強調し、虚学を排し実学としての実用法学観が法学の各分野において確立されるべしと強く訴えたことは、特に学問の分化が極めて進んでいる今日において参加者に強い刺戟と感銘を与えるものであった。

○昭和四九年一月三日（金）午後一時半—五時

「独禁法改正問題をめぐって」

報告者 今村 成和
丹宗 昭信
出席者 二七名

昭和四九年九月一日日に公正取引委員会が、企業分割・原価公表・価格の現状回復命令・株式保有制限・課徴金制度の新設を主軸とする独禁法改正試案を公表し、これを受けて三木内閣が独禁法改正問題に積極的に取組む姿勢を示したことによりこの問題がクローズ・アップされてきたのに対応して、法学会でも今村・丹宗両会員による問題点の解説を聴いた。

まず今村会員は、駐留軍による占領政策の一環としての財閥解体にもなう独禁法制定の当時より現在にいたる迄の独禁法の改正及びその運用に対して政治及び経済が与えてきた影響を、戦後の冷戦、アメリカ資本の進出、講和条約の発効、高度成長と物価

の上昇、国際競争力の強化、八幡製鉄と富士製鉄の合併、便乗値上げ等の諸事件との関連で詳細に説明したのち、公取委研究会のメンバーの一員として改正試案の作成に参与した経験に基づき、改正試案内容の解説を行ない、価格の現状回復命令の実効性等につき問題を指摘した。

次いで丹宗委員は、政治民主主義は本来経済民主主義と両立すべきものであることを指摘し、経済統制的色彩に対立する自由競争的色彩をより強く盛り込んだ改正試案は一応望ましいものといえると述べた上で、企業の分割や価格引下命令は理論的には可能でも技術的には難点のあることを指摘、これらは公共経済政策の実践の理念を示す点にのみ意味があることとなるうとして、価格機能の確保という問題は、株式保有・金融力・多角的企業力の如き問題を総合的に検討して競争の基盤を整備することによってのみ達成できるとする。たとえば金融力については大蔵省の金融制度調査会において検討されている資金の最適配分についてのプリンシプルや、広告能力のある企業がマスメディアを独占することに、製品差別化を助長している面等も無視されるべきでない」と強調した。

討論においては、独禁法の目的とその規制範囲、経済統制と独禁法の関係、官庁相互間の排他的管轄より生ずる問題、自由経済の下での公平な土俵をつくるルールとしての独禁法とその運営に関する官僚化の危険の問題や、独禁法執行における実効性保障との関連では、市民参加を勇気づける結果となるアメリカの三倍損

害賠償制度の導入問題やクラス・アクションの必要性等が話題となり、さらに労働組合の経営参加が経済民主主義の問題の一部たり得るか否か、社会主義へ踏切らないのは経済の非能率に結びつか否かの問題へと活発な討論が続いた。

次 号 (第二六卷) 予 告

論 説

独立当事者参加訴訟の控訴審の構造

小山 昇

山路愛山研究序説 (一)

岡 利 郎

オーストリア・ハンガリー二重帝国の構造と特質 (三) (一元)

矢 田 俊 隆

資 料

損害賠償と立証責任 (丙)

池 田 彗 男